

## 警察の動物取り扱いについての申入と協議の願書

2020年3月30日

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1

兵庫県警察本部 御中

〒656-0443 兵庫県南あわじ市八木養宜上963-4

申入人 岡 田 実 千 代



〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

植田法律事務所

申入人 THEペット法塾

代表 弁護士 植 田 勝 博



電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

### 申入の趣旨

申入人は、兵庫県下の各警察が、所有者不明の犬猫について、兵庫県動物愛護センターへの送致をし、殺処分の行為がされている事実があり、これは動物愛護管理法（以下「動愛法」と言います）等に違反する行為と認められます。これについて御庁警察本部長との協議を致したく申し入れを致します。

#### 1 警察の動物保護、管理について

- (1) 従前、兵庫県の警察では、遺失物法に基づいて、警察建物の外から動物を見られるようにし、警察の外部からその犬猫を見て確認ができていました。これが所有者探しにつながり、また、拾得者の取得、所有者の引取がなかったときは、一般的に譲渡処分のための犬猫の情報が広く地域に提供をされて犬猫の譲渡がされ、動物保護がはかられてきました。

(2) ところが、現在、兵庫県の警察では、警察のネット情報では、極めてネット探索ができにくく、拾得場所、動物の特定の写真、首輪などの遺留物などの情報は極めて少なく、警察情報からは一般的には得られません。所有者が警察情報で自己の迷子犬に当たることは殆ど不可能と言われます。警察窓口では、犬猫を閉鎖して外から見せず、「所有者からの迷子の問い合わせにしか応じない」、警察から動物の情報を出さない状況となっています。ヤミの中にあります。警察はこれらの犬猫を短期日に兵庫県動物愛護センター（以下「センター」と言います）へ送致して殺処分をしています。

近隣の人へ情報は遮断し、社会に遺失動物の情報は発信伝播されず、当然、所有者への返還の機会は奪われ、また、所有者が現れないだけでなく、譲渡希望者も現れず、動物はそれにより所有者へ戻ること、譲渡先への生きる機会を奪われてヤミの中で殺される状況です。

## 2 兵庫県の各警察の動物殺処分の行為

兵庫県の各警察は、添付「犬猫の兵庫県動物愛護センターへの送致殺処分の警察一覧表」記載のとおり、「警察署」欄記載の各警察署長は、「物件」欄記載の犬猫について、「受理年月日」欄記載の日から「警察署保管期間」欄記載の期間しか保管をせず、「受理センター」欄の兵庫県動物愛護センターの本所または支所に、センター「受理年月日」欄記載の日を送致し、これを引取ったセンターは「処分日」欄記載の日に殺処分をした事実があります。

添付「犬猫の兵庫県動物愛護センターへの送致殺処分の警察一覧表」によれば、多く、遺失物法の公告をせずにセンター送りをして短日間でヤミの中で殺処分がされており、警察とセンターが連携、共謀して犬猫の殺害行為がされています。例えば以下の通りです。

- ① No 2、「警察署」欄 川西警察署、「物件」欄 ねこ、「受理年月日」欄 2017年（平成29年）9月28日、「警察署保管期間」2日、「受理センター」欄 本所、センター「受理年月日」2017年9月29日、殺処分日 2017年9月29日即日殺処分。

警察は受理2日間、センター送致当日にセンターで殺処分。公告もなく所有者

探しもせず、動物をヤミの中でセンターへ送致し即日殺処分をしました。

警察は、およそ動物の生きる機会を与えず、被害者の動物を殺害し（動物犯罪）、所有者の権利を侵害し（所有権侵害犯罪）、遺棄の犯罪者を野放しにする犯罪（証拠隠滅）をしているものと言うべきです。

- ② No 13、「警察署」欄 南あわじ警察署、「物件」欄 ねこ（6匹）、「差出日時」欄 2017年4月9日、「警察署保管期間」2日、「受理センター」欄 淡路支所、「受理年月日」2017年4月10日、殺処分日 2017年4月10日即日殺処分。

No 2と同様です。動物の命を守るべき警察において、被害者の動物を殺害し、所有者の権利を侵害し、遺棄の犯罪者を野放しをします。

他の事例も同様ですが、警察自体が、遺失物法の所有者の権利を侵害（2週間＋所有権3ヶ月（民法240条））して、併せて、動愛法44条1項で法律で守られるべき犬猫の命について、法律に違反して殺処分行為をしています。

### 3 センターの犯罪行為

- (1) センターは、所有者不明の本支所で、過半数ないし6割～8割の犬猫を引取当日に殺処分しています。

また、所有者探しが規定されていますが、残りの3割～4割（推定、県は開示拒否）の犬猫について、猫2日、犬5日の公示をしますが、この期間は、通常、迷子になった犬猫の飼主がセンターのサイトを見る人は奇跡と言うべき期間しか与えず、これも職員が休日中ならば、問い合わせもできません。事実上、所有者探しはされていません。譲渡募集数も明らかにしません。殆ど皆無です。

センターの犬猫の引取は緊急避難としてしか認められず、所有者探しをし、動物が生きられるよう広く譲渡募集をするとの法令、告示（動愛法、環境省平成25年負傷動物告示）に違反する殺処分がされています。

センターは、動物の命と共生（動愛法1, 2条）遵守の姿勢は全く皆無で、動物を生かす機会を与えず殺処分がされています。

- (2) 所有者不明動物の即日殺処分とは、人の財産権の侵害（不法行為、器物損壊罪、占有離脱物横領）、殺害根拠のない動物殺処分は、動物に対する動愛法44条1

項の重罪（平成 24 年・2012 年法改正、2 年以下の懲役。2019 年 6 月法改正、5 年以下の懲役）です。

- (3) 犬猫の殺処分の法律上の根拠は、犬については、狂犬病予防法の狂犬病発症時の罹患した犬についての場合と、負傷動物の治療しても回復せず、死期が近く、苦痛が著しい場合の 2 つの場合しかありません。

猫は狂犬病予防法の適用はなく、何故、殺すことができるのか。法律上の根拠はありません。

- (4) 行政の犬猫の保護管理責任

行政の犬猫の管理は、動物愛護管理法に基き（動愛法 35 条 4 項）、「所有者探し」、「譲渡募集」をして、犬猫の殺処分をしないことを求めています。動愛法は猫については、「殺処分目的の猫の引取は原則として認めない」（動愛法平成 24 年衆参院決議）、犬猫の引取は「緊急避難の場合しか認めない」（環境省平成 25 年負傷動物告示）として、そもそも猫の引取を禁じています。

人間は、生きものとしての人間と同様に命と感受性をもった犬猫に対する命の尊厳と共生の倫理感が基本で、動愛法はそれを法律の基本原則（動愛法 2 条）とするところ、センターの、積極的に犬猫の生きる機会を全て奪い殺処分を目的とする運営は、狂気且つ違法の行為が税金で続けられています。

およそ、人間倫理の基本を欠いた異常な精神で動物殺処分をしているのが、兵庫県動物愛護センターです。

- 4 センターの違法、犯罪行為

センターの動物殺害の犯罪構成要件の該当性は次の通りです。

犬猫の殺処分行為は、それ自体は上記犯罪の構成要件該当性があります。外形的には犯罪行為にあっても、行政の刑罰の執行行為、医師の医療行為、ボクサーの殴打の暴力行為などは、他の法律により正当事由（刑法 35 条）があるときは違法性が阻却されて、正当行為にあたります。

しかし、センターの犬猫の殺害行為は、犬猫の保護、愛護の姿勢は認められず、所有者探しはなく、譲渡募集はせず、普通の家庭動物を殺害していることが書証上明らかです。猫は基本的には、100%人への危害のない猫を殺害しています。

センターには動物犯罪の違法性を阻却するための正当行為は認められません。

## 5 警察の動物の保護義務

- (1) 警察は、「動愛法」に基づいて、犬猫などの愛護動物について、所有の有無にかかわらず動物の命を守る責任があり、みだりな殺傷、虐待、遺棄の行為についてこれを取締り、犯罪について捜査し、訴追のための手続をすべき義務があります（動愛法1、2、44条）。遺失物法に基づいて、所有者不明の犬猫について、警察署長はその届出を受けたときは、遺失物法の2週間の公告をし、民法により3ヶ月経過をしたときはその所有権は拾得者に移転し（遺失物法、民法240条）、拾得者が取得しないときは署長は処分することができる。その処分は、競り売り、適宜売却、その他の処分をするが、動物については、動愛法の動物の命と人と動物の共生を原則とし、動物犯罪にあたる処分は許されず、動物の保護の処分として譲渡希望者などへの譲渡が必要です（動愛法1、2、3条、44条）。

併せて、所有者不明動物は、迷い犬猫の所有者返還だけではなく、動物遺棄罪の疑いがあり、その犯罪捜査、訴追手続がされることの義務があります。

- (2) 警察は、動物を保護し、生かす法的責任があり（動愛法44条）、愛護動物について、所有の有無に拘わらず、みだりな殺傷、虐待、遺棄罪から動物を保護し、犯罪を捜査し検挙する責任があります。動愛法1条法律の目的、2条基本原則を担保するための警察の責務は重大です。

### (3) 警察の動物行政の責任「生経通報」

警察庁は各都道府県警察本部等宛に、2016年5月に「生経通報」にて、警察の愛護動物に関する取扱処理の指針を通知した。これによると、警察の動物事件の職務としては、通報があったときは直ちに現場に行き、被害を受けている動物を保護し、犯罪の端緒として捜査、訴追手続をし、動物は所有者、占有者に渡し、あるいは譲渡募集先で生かす場所を与える責務があります。

## 6 警察の動物犯罪について

- (1) センターの上記の約6割～8割近くの犬猫を即日殺処分について、また、動愛法の愛護動物の保護義務に違反する殺処分を犯罪行為として、2017年6月5日に、兵庫県知事を御庁に告発しました。

上記センターは、遺失物法でも 14 日間の公示をして社会へ生きる機会を与えているのに、遺失物法がセンターを遺失動物の受取窓口としたのは「警察より行政の動物保護施設の方が動物福祉にかなう」（改正法国会説明）とした遺失物法の改正趣旨であったのに、2 日間ないし 5 日間の公示・殺処分のセンターは、遺失物法の所有権保護のために公示をされる期間さえ確保せず、遺失物法の生存期間をはるかに短くし、動物殺害、所有権侵害の不法、犯罪の行為と言うべきです。

- (2) センターは、普通の家庭動物となる犬（立証済）、まして猫は人への危害は生ずる余地はなく、殺処分の法律根拠はない。これら犬猫について、所有者探しはせず（遺失物法公示期間より、短時日間では見る人は希有です）、譲渡募集は殆ど皆無で、何より、生きる機会を奪って、迷子、遺棄などによる被害者である動物を殺処分をすることは動物犯罪（動愛法 44 条 1 項）の行為であり、所有者不明の遺失犬猫（所有権を失っていない。民法 240 条）の殺害は所有権の侵害と器物損壊罪の犯罪です。さらに、遺棄の動物の疑いがあるのに、犯罪の証拠の動物の殺処分廃棄をして証拠隠滅をして、犯罪者を擁護、放置をする行為は無法です。
- (3) 上記の告発について、御庁は具体的犯罪事実がないとして捜査もせず告発状を THE ペット法塾へ返送をするとの違法措置がされました。御庁の義務不履行、不作為の違法ないし不法行為と考えられます。

御庁各警察は、上記告発にかかる摘示の事実について、既に、センターの多量の即日殺処分は、普通の家庭動物の犬猫が殆どで、上記のセンターの即日殺処分等の違法、犯罪行為については、センターの犬猫殺処分の違法な実態は知悉がされているところと存じます。

動愛法 44 条 1 項のみだりな殺傷罪（2019 年 6 月法改正 5 年以下の懲役、500 万円以下の罰金）は、重罪の犯罪行為です。

- (4) 添付一覧表の警察のセンターへの動物送致、センター殺処分の連携と犯罪

兵庫県の各警察は、センターへの送致についてセンターが殺処分をしていることを知りつつ送致をしてきました。警察はセンターへ「技術協力」の名の下にセンターに殺処分をすることを依頼し、センターは公示をせず、警察への協力をして殺処分をしていると言われていています（センター職員の回答）。兵庫県の各警察

は、遺棄など動物犯罪を捜査もせず、センターの殺処分を知りつつ、遺失犬猫をセンターへ送致してセンターで動物殺害をしています。これは、所有者不明動物を所有者の所有権が存在したまま殺処分を警察がするもので、所有者への動物の返還を不能にし、動物の生きる機会を与えず、動物と所有者の権利を守るべき警察が、これを侵害して、警察が動物犯罪をしているというべきものです。

#### 7 県警本部長との話し合いの機会をお願い

上記、事情の下、申入人らは貴警察本部長に対して、直接、お会いをして、上記の兵庫県の各警察の犬猫のセンターへの送致、殺処分の事実についてのご見解を確認致したく、併せて、同警察行政について、遺失物法の所有権保護、動愛法の警察の動物保護義務のための、警察での動物取り扱いについての改善の可能性についてのご意見をお聞きし、協議をお願い申し上げます。

警察からセンター送致のヤミの中の殺処分は、法律と人倫から、これ以上許容致しかねる事態であります。宜しくご理解と御対応をお願い申し上げます。

### ご参考

#### 8 遺失物法改正

- (1) 旧「遺失物法」(2005年・平成17年改正前)において、1条2項によって警察署長に届出をし、動物の場合は14日間、当該警察署の掲示場に掲示して公告を行う。この公告期間を過ぎても所有者が現れない場合は、民法240条に従い、公告後3ヶ月後内に所有者が現れないときは拾得者が権利を取得する。即ち、所有者不明動物犬猫が警察署に「遺失物」として届けられると、最低14日間+3ヶ月間の猶予が与えられていた。

同法が2007年に遺失物法が改正され、拾得した犬又は猫を警察署長に提出をせず動物行政窓口(動物愛護センターなど)にすることができることとなった(遺失物法4条3項)。この改正目的、立法趣旨は、国会の説明では「警察署では動物の飼養や保管に関して専門的な知識を有する職員がいないこと、あるいは専門の施設を有していないというようなことから、むしろ都道府県等において、

こうした犬や猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適正であると考えたことによる」としている。

兵庫県動物愛護センターの、公示期間を含めた殺処分までの期間は、即日殺処分が過半数、残り3割から4割は4～7日で殆どが殺処分です。これまで警察にあった遺失物法の最低14日間+3ヶ月間は殺処分されずにあった期間（民法240条）が、センターでは平均4日ないし5日と極端に短縮され明らかに遺失物法の改正の趣旨及び動愛法に違反をしています。センターは、環境省告示による殺処分と主張しますが、告示は法律ではないとともに、同告示においては、行政の動物引取は「緊急避難」としてしか引取はできないとされ、所有者探し、広く譲渡募集をして譲渡義務を課しています。センターの行為は、遺失物法の改正趣旨に違反し、動愛法、告示の譲渡義務に違反し、民法所有権を侵害して器物損壊罪の犯罪を行っています。また、法律上、猫には狂犬病予防法を始め、法律上殺処分規定はありません。

## 9 警察の犯罪行為

添付「犬猫の兵庫県動物愛護センターへの送致殺処分の警察一覧表」記載の犬猫の保護、センターへの送致・殺処分の犯罪性は構成要件に当てはめると下記の通りです。

警察は、動愛法においては、動物に対する殺傷等の行為から動物を守る義務、所有権の権利保護義務、譲渡をして動物を生かす義務、警察の動物の保護管理義務があります。

警察は、遺失物法に基づいて所有者探しの2週間の公示をして、その間、犬猫の保管をして所有者探しの公告をし、併せて動物の命を動愛法に基づいて保護すべき責任があり、動愛法の基本に従って生かして譲渡の処分をすべきであるに拘わらず、同一覧表の警察署長は、センターに送致すれば、センターにおいては、引取から殺処分まで2週間に満たない、即日、ないし4日ないし7日で送致犬猫を殺処分をして遺失物法の2週間の犬猫の生きる権利さえ侵害をすること（動愛法1条、2条、殺処分規定はない）、殺処分がなされれば、犬猫の所有者の権利を侵害すること（遺失物法、民法240条）、違法な殺処分（動愛法44条1項）と

なることを知りながら、また、遺棄された犬猫の可能性がありその犯罪の端緒である動物遺棄罪の証拠であるのにその捜査をせず、証拠の動物の殺処分をして証拠を毀棄隠滅することを知りながら、各警察署長は、同一覧表記載の通り、犬猫の保管をせず、所有者探しの公告をせず、各兵庫県動物愛護センターへ犬猫への送致をして、もってセンターにおいてみだりな殺傷をさせ、所有者の権利を侵害する犬猫の損壊をさせ、動物遺棄犯罪の証拠を毀棄隠滅をしたものです。

#### 罪名及び罰状

- (1) 動物愛護管理法違反 同法 44 条 1 項 みだりな殺傷  
同法 44 条 4 項 愛護動物
- (2) 器物損壊罪（他人の所有動物の殺処分） 刑法 261 条
- (3) 占有離脱物横領罪（所有者のある動物の無断譲渡） 刑法 254 条
- (4) 証拠隠滅（動物遺棄罪・動物愛護管理法 44 条 3 項違反などの犯罪の証拠の毀棄、隠滅をする行為） 刑法 104 条

#### 添付資料

- 1 「犬猫の兵庫県動物愛護センターへの送致殺処分の警察一覧表」
- 2 申入人岡田実千代作成「警察の情報隠蔽」
- 3 関西府県の議員の皆様へ 2019.11.09 THE ペット法塾学習会のご報告
- 4 「兵庫県動物愛護センターの違法殺処分」殺処分の根拠資料
- 5 2019.11.09 THE ペット法塾学習会「改正動愛法、殺処分ゼロへの道を検討する」報告書